

**無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 9 回）**  
**議事要旨（案）**

1. 日時

令和 5 年 2 月 24 日（金）15:00～16:30

2. 場所

Web 会議

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、林構成員、  
赤澤構成員（パナソニック）、新井構成員（シャープ）、城田構成員（クアルコム）、  
醍醐構成員（リコー）、成瀬構成員（バッファロー）

(2) オブザーバ

登録証明機関：

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピーリサーチ、  
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省：

内閣府規制改革推進室

(3) 事務局（総務省）

豊嶋電波部長

内藤電波環境課長、瀬田電波環境推進官

臼田認証推進室長、三宅係長

基幹通信室 石黒課長補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 前回議事要旨について
- ・ 2.4GHz 帯無線 LAN 等の技術基準見直しアドホックグループでの検討状況
- ・ 基準認証制度マニュアルの素案
- ・ 報告書 骨子案

(3) 閉会

## 5. 議事の経過

### (1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第8回検討会議事要旨についての説明が行われた。

### (2) 2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループでの検討状況

事務局から、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループでの検討状況について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

・不要発射の強度と副次的に発する電波等の限度の注記の「なお、欧米は放射試験が前提であり、日本は簡便な測定」という記載については、より正確に「日本は伝導試験または放射試験」と記載するのはどうか。

(事務局からの回答)アンテナ一体型の設備の場合は放射試験を行うこととされている。

ただし、認証機関からは殆どの場合は伝導試験で実施していると聞いている。

・原則として伝導試験ということで、事務局に再度記載案を作成いただきたい。

(事務局からの回答)承知した。

・日本と海外で測定器の較正期間が異なるという議論があった。欧米試験データを受け入れる場合、日本の較正期間を過ぎた測定器による結果も許容できるのかについて、議論が必要ではないか。

(事務局からの回答)現在でも海外の試験データを受け入れており、海外の較正機関で較正を受けた測定器の要件は定まっている。その点の考え方の整理をガイドラインで明確にする。

### (3) 基準認証制度マニュアルの素案

事務局から、基準認証制度マニュアルの素案について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

・第1章～第3章の詳細な説明の後に、第4章、第5章に基本的な内容が記載されると構成的に戸惑うのではないか。「付録」や「第1編」「第2編」のように区切りを入れてはどうか。

(事務局からの回答)ご提案いただいたような構成とする方向性で再度検討する。

### (4) 報告書骨子案

事務局から、報告書骨子案について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

・3月中に報告書案を固め、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドライン及び基準認証制度マニュアルについては、追って発行という形になるのか。

(事務局からの回答)アドホックで取りまとめた内容はガイドラインに反映すべき内容や告示に含めるべき内容など多岐にわたる。事務局でそれらを精査した上でガイドラインを作成する予定。ガイドラインの中で、省令・告示の改正を待たずに記載できる部分は3月以降迅速に作業を進める。また、告示や省令が改正された後には、その内容についてガイドラインに反映する必要があるため、まずは第1版を発行した上で、告示や省令が改正後に第2版を発行する流れとなる。マニュアルに関しては、本日説明した素案を基に、次回会合ではマニュアル(案)を提示し、検討会のご了解をいただいた上で、確定となる。マニュアルに関しては、元々総務省が発行していたもので、今回の議論を踏まえて総務省で作成していく。一方で、ガイドラインは、認証においてどのような試験データを受け入れるかという観点となるため、総務省ではなく登録証明機関協議会やICCI(情報通信認証連絡会)といった外部団体等で作成いただくことを念頭に置いている。

・マニュアルなどは膨大な量になると思うが、細かいところをすべて報告書に盛り込むのはスケジュール的に難しいと思うので、付録にするか外部資料を参照する形にした方がよいのではないかと。

(事務局からの回答)検討する。

#### (6) その他

事務局より、第10回検討会の開催日程に関する連絡があった。

(以上)